

弊社の行う労働者派遣事業について

弊社は、登録型の人材派遣会社とは異なり、労働者派遣事業を主とする企業ではありません。情報システムの開発や運用管理を行う業務において、お客様とのお取引形態・状況に応じて、請負契約と派遣契約、2つの契約形態を選択しています。

労働者派遣事業のマージン率について

労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。(令和4年6月派遣事業報告)

1. 労働者派遣実績およびマージン率等 (令和3年9月30日現在)

派遣労働者数	派遣先事業所数	労働者派遣の料金 (①)	労働者派遣の賃金 (②)	マージン率 ((①-②)÷①)
4	3	28,034	16,308	41.8%

* マージンの内訳

1. 社会保険料	派遣労働者の健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料 雇用保険料・労災保険料などの 事業主負担分	
2. 有給休暇費用	派遣労働者が年次有給休暇を取得した際に支払う賃金 (有給休暇の費用は派遣先に請求できません)	
3. 残業補填料	平均 20 時間～30 時間分の賃金および割増賃金 (契約条件により派遣先に請求できない場合)	
4. 運営経費	健康診断料	派遣労働者の定期健康診断にかかる費用
	就業管理費	派遣労働者の就業管理に関する事務経費
	教育費	派遣労働者の教育訓練、キャリア形成支援にかかる費用
	営業費	派遣先との商談・営業活動、契約締結事務に関する人件費、 事務所費、法定手続費用
	募集費	従業員の募集にかかる広告媒体費用
5. 営業利益	マージンから上記 1～4 を差し引いた残り	

2. 教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー・コンプライアンス教育
- ・労働者派遣の基礎知識
- ・各種コンピューター技術に関する教育

3. その他参考資料

- ・就業条件明示書
- ・36協定書